

平成 27 年度補正予算編成要領

平成 27 年 4 月
北 海 道

基本的な考え方

平成27年度の道財政は、本道経済の持ち直しの動きが鈍化していることなどから、道税と地方交付税等を合わせた一般財源総額を地方財政計画並みに確保することが厳しい見込みにあることに加え、高齢化の進展に伴い義務的経費が大幅に増加することなどにより引き続き厳しい状況が見込まれるため、補正予算編成にあたっては、「当面（H26～27）の行財政改革の取組み」における収支対策を着実に実行する必要がある。

加えて本道では、全国を上回るスピードで人口減少が進んでいることから、地域の経済や暮らしなど様々な分野への対応が必要となっている。

こうした状況を踏まえ、今次補正予算は、当初予算がいわゆる骨格予算として編成されていることから、政策的な経費を中心として編成することとし、具体的な施策の検討に当たっては、知事公約や「平成27年度重点政策検討の基本方針」を踏まえるとともに、政策評価結果の的確な反映や、裁量的な経費にかかる事業の休廃止等を含めた見直し、その他の経費における施策水準の妥当性の検証など、歳入・歳出とともに、これまで以上に「選択と集中」の視点に立った施策の見直しを行い、限られた財源のより一層の効果的・効率的な活用を図ることとする。

予算編成の基本方針

1 基本的事項

今次補正予算は、「当面（H26～27）の行財政改革の取組み」に沿って、歳入・歳出全般にわたる見直しを一層強化することを基本とする。

2 歳入に関する事項

歳入確保に最大限取り組むとともに、次の事項に特に留意すること。

(1) 道有財産全般にわたりそのあり方についての見直しを行い、特に低利用資産・未利用資産などの遊休資産や株式など処分可能な財産については、積極的に売却処分を行うこと。

また、「北海道ファシリティマネジメント導入基本方針」等を踏まえ、道有財産の有効活用の拡大を進めること。

(2) その他の収入については、それぞれ前年度の実績、国の動向などを勘案し、的確に積算するとともに、更なる增收策を検討すること。

3 歳出に関する事項

次の事項に特に留意の上積算すること。

(1) 各種事業については、政策評価の結果を的確に予算要求に反映すること。

(2) 新たな行政需要に対処するための施策展開に当たっては、「平成27年度重点政策検討の基本方針」を踏まえ、優先度や方向性等について十分検討すること。

(3) 各種事務事業については、必要性や優先度等に基づく合理的な選択と質の向上を図り、限りある財源、人員等を効果的に配分するため、事務事業評価を踏まえた見直しを的確に予算に反映させるとともに、これに対応した簡素で効率的・機動的な執行体制を構築すること。

(4) 道単独補助金などについては、市町村、民間との役割分担を踏まえ、適切な見直しを行うこと。

特に、各種奨励的な補助金については、その必要性や実施方法、施策水準などについて検討し、廃止・休止を含め、その総額の縮減を図ること。

また、各種団体への補助金については、収入の状況を踏まえた補助対象経費・対象外経費の仕分けを行い、所要額を適切に積算すること。

(5) 義務的経費については、国の制度改正の動向に留意するとともに、平成26年度決算見込みを参考に積算するなど、必要な経費を適切に見込み積算すること。

なお、北海道医療費適正化計画[第2期]に基づく取組の着実な実施などにより、各種医療費等の適正化を図ること。

(6) 事務的経費や庁舎等維持費の内部管理経費については、事務改善に関するガイドラインの取組みを更に進めるとともに、情報システム全体最適化の取組方針等に基づく業務の集約・一元化などにより、徹底した経費の節減に取り組むこと。

(7) その他の経費については、当初予算編成後の新たな事情によるやむを得ないものに限ること。

(8) 制度的枠組みがある程度固定され、支出額が大きい事業等として、総務部が別に指定する事業(以下「個別調整事業」という。)については、原則として総務部と事業内容の調整を行う。

(9) 各部局は、配分された一般財源の範囲内で、一般施策及び庁舎等維持費に関する予算編成を行うものとし、新規・拡充事業や制度改正を伴う事業、政策評価等において意見が付された事業など別に指定する事業については、必要に応じ総務部と事業内容等の調整を行う。

枠配分について

枠配分については、公共事業費、災害復旧事業費、人件費、義務的経費などを除き、当面、一般財源ベースで次に掲げる額を配分することを基本とする。

各部局においては、業務内容や既存事業に抜本的な見直しを加え、財源を緊急性や優先度の高い施策に重点的・効率的に配分し、その成果を予算編成に的確に反映させること。

なお、今後道税や地方交付税などの一般財源の動向如何では、予算編成段階で、枠配分の再調整や経費の再算定を行うことがあり得ること。

1 一般施策事業・庁舎等維持費

平成26年度当初予算から個別調整事業の予算額を控除した額に、各部局の平成27年度削減目標額を反映した額を基本として、「平成27年度重点政策検討の基本方針」や道内経済の動向等を踏まえ所要の加算を行った額を各部局に配分する。(別に指示する。)

2 特対・関連単独事業

「当面（H26～27）の行財政改革の取組み」を踏まえ、別に指示する。

3 施設等建設事業

「当面（H26～27）の行財政改革の取組み」及び「北海道ファシリティマネジメント導入基本方針」を踏まえ、既存施設の長寿命化を図るなど、設備投資の最小化に向けて予め全庁的な調整を行った上で所要額を配分する。(別に指示する。)